

箕 面 市 消 防 本 部

貯水槽清掃業務委託仕様書

貯水槽清掃業務委託仕様書

箕面市消防本部貯水槽清掃業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容等は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

箕面市消防本部（署） 箕面市箕面５丁目１１番１９号

2 対象設備

施設内の受水槽及び高架水槽

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- （１）本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- （２）本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- （３）本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- （４）乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- （５）本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- （６）本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- （７）提出書類（原則としてＡ４版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

5 清掃業務内容

- （１）受水槽（ＦＲＰ製 １６トン）
 - ① 洗浄清掃及び消毒
 - ② 水質検査（１１項目）
- （２）高架水槽（ＦＲＰ製 ７．５トン）

① 洗淨清掃及び消毒

② 水質検査（１１項目）

（３）実施回数等

年１回 年度後半に実施する。

※ 水道法第３４条の２第２項の規定に基づく、簡易専用水道の定期検査を受けるとともに、当該検査に係る手数料は、乙が負担するものとする。

7 特記事項

（１）業務日及び業務時間は原則として平日（＊）の８時４５分～１７時１５分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。

＊平日とは土・日・祝祭日・休日・年末年始（１２／２９～１／３）以外をいう

（２）業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。

（３）業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。